

## 水際対策強化に係る新たな措置

令和2年5月15日

### 1. 入国拒否対象地域の追加（法務省）

入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、以下13か国の全域が指定されました（注1）。14日以内にこれらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象となります（注2）。

アゼルバイジャン、ウルグアイ、カザフスタン、カーボベルデ、ガボン、ギニアビサウ、コロンビア、サントメ・プリンシペ、赤道ギニア、バハマ、ホンジュラス、メキシコ、モルディブ

（注1）本措置を受け、入国拒否を行う対象地域は、合計で100か国・地域となります。

（注2）5月15日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者が同許可により、今般追加した13か国の入国拒否対象地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとします。5月16日以降に出国した者については、この限りではありません。なお、「特別永住者」については、入国拒否対象とはなっておりません。

### 2. 検疫の強化（厚生労働省）

14日以内に上記1. の入国拒否対象地域に滞在歴のある入国者について、PCR検査の実施対象となります。

上記1. 及び2. の措置は、5月16日午前0時から当分の間、実施します。実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者も対象となります。

# 質 問 票

氏 名 \_\_\_\_\_  男  女 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

国 籍 \_\_\_\_\_ 旅券番号 \_\_\_\_\_

以下の質問に答えて、該当欄口に✓（チェック）を記入して下さい。

## 質問 1

訪日予定日前 14日以内に、以下の国／地域のいずれかに滞在していましたか。

滞在していた  滞在していない

## 質問 2

査証発給後、訪日予定日前 14日以内に、以下の国／地域のいずれかに滞在する予定がありますか。

予定がある  予定がない

### ○アジア地域

インドネシア, シンガポール, タイ, 韓国, 中国(含:香港, マカオ), 台湾, フィリピン, ブルネイ, ベトナム, マレーシア, モルディブ

### ○大洋州

豪州, ニュージーランド

### ○北米

米国, カナダ

### ○中南米

アンティグア・バーブーダ, ウルグアイ, エクアドル, コロンビア, セントクリストファー・ネイビス, チリ, ドミニカ共和国, ドミニカ国, パナマ, バハマ, バルバドス, ブラジル, ペルー, ボリビア, ホンジュラス, メキシコ

### ○中東地域

アラブ首長国連邦, イスラエル, イラン, オマーン, カタール, クウェート, サウジアラビア, トルコ, パーレーン

### ○欧州地域

アイスランド, アイルランド, アゼルバイジャン, アルバニア, アルメニア, アンドラ, イタリア, ウクライナ, 英国, エストニア, オーストリア, オランダ, カザフスタン, 北マケドニア, キプロス, ギリシャ, クロアチア, コソボ, サンマリノ, スイス, スウェーデン, スペイン, スロバキア, スロベニア, セルビア, チェコ, デンマーク, ドイツ, ノルウェー, バチカン, ハンガリー, フィンランド, フランス, ブルガリア, ベラルーシ, ベルギー, ポーランド, ボスニア・ヘルツェゴビナ, ポルトガル, マルタ, モナコ, モルドバ, モンテネグロ, ラトビア, リヒテンシュタイン, リトアニア, ルーマニア, ルクセンブルク, ロシア

### ○アフリカ地域

エジプト, カーボヴェルデ, ガボン, ギニアビサウ, コートジボワール, コンゴ民主共和国, サントメ・プリンシペ, ジブチ, 赤道ギニア, モーリシャス, モロッコ

記入年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申請人署名 \_\_\_\_\_

※本質問票に虚偽の申告を行った場合、査証発給拒否となり、同一目的では6か月間査証申請が受理されません。

また査証発給後に虚偽の申告が判明した場合は査証が取り消されます。

※日本入国時に虚偽の申告を行った場合、出入国管理及び難民認定法の規定により、日本への入国が拒否されます。入国後に判明した場合、同法により、3年以下の懲役若しくは禁錮、又は300万円以下の罰金が科されます。またその際は、在留資格が取り消され、退去強制の対象となる場合があります。